

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 12 日	
富山市長	
藤井 裕久 殿	
提出者	
住 所 富山県富山市桜町2丁目3番9号	
氏 名 清水建設株式会社 北陸支店 富山営業所 所長 谷口 豊	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 076-432-0191	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	清水建設株式会社 富山営業所
事業場の所在地	富山県富山市桜町2丁目3番9号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D06 総合工事業
② 事業の規模	令和5年度元請完成工事高：9,015,152千円
③ 従業員数	48人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙①のとおり」

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
「別紙②－１，２のとおり」

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙③のとおり」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙③のとおり」		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所の規模や工程毎に適する分別ステップを定め、計画・実施した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記、推進のため、分別の徹底を図る。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「なし」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「なし」		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「なし」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「なし」		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「なし」		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「なし」		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 「別紙④のとおり」		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 「別紙④のとおり」		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

請
じ
ま
と。

- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

中
間

- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

量
行
収
あ
へ

- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

と
の
入

- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

- 7 ※欄は記入しないこと。

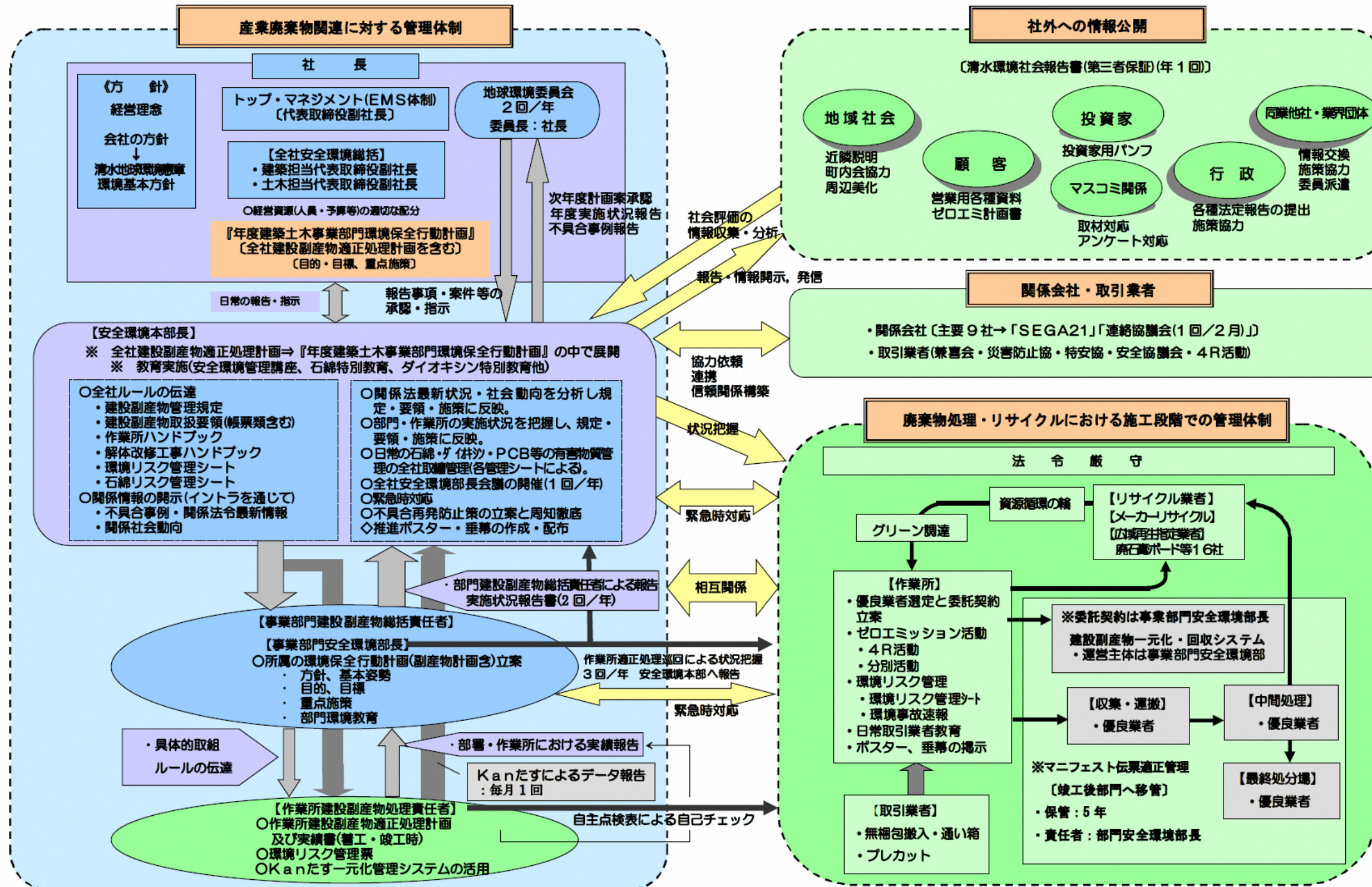
別紙①

産業廃棄物の一連の処理工程

がれき類	・再生処理業者へ委託 → 再生砕石として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
ガラスくず及び 陶磁器くず	・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 原料として再資源化 ・再生処理業者へ委託(石膏ボード) → 土壌改良材として再資源化
金属くず	・回収業者へ売却 ・再生処理業者へ委託 → 再生後は原料として再資源化
木くず	・再生処理業者へ委託 → 木材チップとして再資源化 ・再生処理業者へ委託 → セメントの原料として再資源化 ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化
紙くず	・回収業者へ売却(ダンボール) ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
繊維くず	・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後の燃え殻は埋立処分
廃プラスチック類	・再生処理業者へ委託 → 原料として再資源化 ・再生処理業者(RPF製造)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化 ・中間処理業者(破碎)へ委託 → 処理後は埋立処分
混合廃棄物	・中間処理業者へ委託 → 上記の各種類別に分別後、上記の処理工程を行う ・中間処理業者へ委託 → 処理後は埋立処分
汚泥	・再生処理業者(固化)へ委託 → 処理後は改良土として再資源化 ・中間処理業者(焼却)へ委託 → 処理後はセメントの原料として再資源化 ・中間処理業者(脱水・混練)へ委託 → 処理後、リサイクル不可のみ埋立処分
水銀使用製品 産業廃棄物	・再生処理業者(破碎、脱水銀化)へ委託 → 処理後は原料として再資源化
廃油	・再生処理業者(混合、油水分離)へ委託 → 処理後は燃料として再資源化
廃アルカリ、廃酸	・中間処理業者(中和)へ委託 → 処理後は埋立処分
石綿含有産業 廃棄物	・最終処分は埋立処分
廃石綿	・セメント固化後 → 埋立処分 ・固型化、安定化等(二重梱包) → 埋立処分

シミズの廃棄物・リサイクルガバナンス

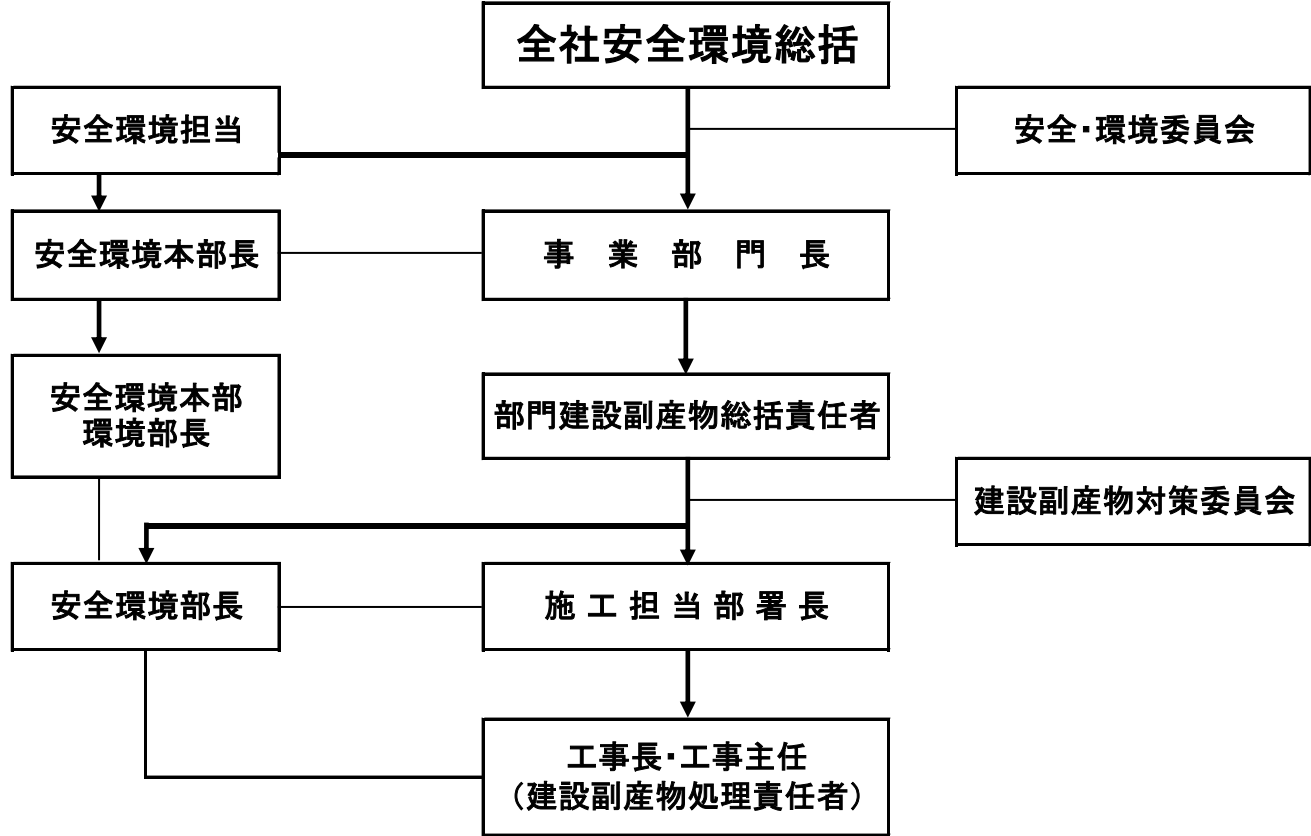
安全環境本部
 制定：2004. 10. 01.
 第1回改訂：2005. 07. 01.
 第2回改訂：2006. 01. 01.



別紙②－2
産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

総括責任者		組織名：北陸支店	役職：副支店長
廃棄物担当		組織名：安全環境部	組織人数：7人
役割	建設副産物 対策委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、最終処分率の低減、建設副産物 総量の削減等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。 ・委員長—副支店長 ・委員—関連部署部長 ・事務局—安全環境部	
	部門建設副産物 総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	安全環境部	○廃棄物処理計画の推進 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結(電子契約(DocuSign)を推進) ○マニフェスト伝票の配布、管理の推進 ○電子マニフェスト実施の推進 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、有資格者等の配置の確認 ○監督官庁への各種報告 ○社員、取引業者に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○石綿事前調査結果報告窓口	

建設副産物管理体制



別紙③

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和５年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
	排 出 量	86.00 t	30.30 t	25.10 t	64.70 t	3,323.60 t	2.80 t	31.80 t	102.70 t
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
	排 出 量	8.80 t	0.20 t						
	（これまでに実施した取組） ① 各作業所における３Ｒ運動—Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）にRefuse（入れない）を加えた４Ｒ運動を実施。 ② 分別の徹底と鉄等（有価物）のダイレクトリサイクルを推進。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
	排 出 量	51.60 t	18.18 t	15.06 t	38.82 t	1,994.16 t	1.68 t	19.08 t	61.62 t
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
	排 出 量	5.28 t	0.12 t						
	（今後実施する予定の取組） ① 上記をさらに推進し、４Ｒ運動を継続する。 ② 梱包材の簡素化								

別紙④

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和５年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	86.00 t	30.30 t	25.10 t	64.70 t	3,323.60 t	2.80 t	31.80 t	102.70 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.20 t	7.40 t	18.10 t	3.00 t	15.50 t	1.20 t	1.10 t	24.30 t
	再生利用業者への処理委託量	85.80 t	24.10 t	25.10 t	52.90 t	3,321.80 t	2.80 t	31.80 t	87.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.20 t	0.30 t	0.00 t	2.90 t	5.90 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
	全処理委託量	8.80 t	0.20 t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	9.00 t	0.20 t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.20 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	9.00 t	0.00 t	t	t	t	t	t	t
	(これまで実施した取組)								
	① 建設リサイクル法及びその基本方針に則り、分別解体を実施、廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進した。								
	② 処理内容を確認し、出来る限り再生利用業者を選定し、処理を委託契約した。								
	②計画	【目標】							
産業廃棄物の種類		建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器等くず	がれき類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量		51.60 t	18.18 t	15.06 t	38.82 t	1,994.16 t	1.68 t	19.08 t	61.62 t
優良認定処理業者への処理委託量		0.12 t	4.44 t	10.86 t	1.80 t	9.30 t	0.72 t	0.66 t	14.58 t
再生利用業者への処理委託量		51.48 t	14.46 t	15.06 t	31.74 t	1,993.08 t	1.68 t	19.08 t	52.20 t
認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.12 t	0.18 t	0.00 t	1.74 t	3.54 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
産業廃棄物の種類		石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物						
全処理委託量		5.28 t	0.12 t						
優良認定処理業者への処理委託量		5.40 t	0.12 t						
再生利用業者への処理委託量		0.00 t	0.12 t						
認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		5.40 t	0.00 t						
(今後実施する予定の取組)									
① 上記に加え、優良認定処理業者への委託については優良認定処理業者の認定状況を確認する。 熱回収業者についても同じ。認定処理業者が現場周辺にあれば、出来るだけ処理を優先して委託する。									
② 再生利用が可能な廃棄物については再生利用業者へ処理を委託し、事前の現地調査を継続する。									
③ 電子マニフェストに対応可能な業者から選定する。									